

政策分野 **IV** 時代に合った、誰もが安心して暮らせるまちづくり施策 **IV-1**

医療・救急体制

【SDGsの目標】



施策のめざす姿

医療資源を有効に活用し、安定した地域医療体制と医療サービスにより、市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちをめざします。

1 現状と課題

- 少子高齢化は医療の面にも大きな影響を及ぼしており、本市の医療体制においては、開業医の高齢化や市民病院での非常勤診療科の常勤化、医師不足、さらに近年の新興感染症への対応など、多くの課題が指摘されています。市民病院の診療内容充実のため、大分大学医学部、県などへの派遣要請をはじめとして、医学生への奨学金の貸付も行っています。これまで、平成30年度から令和3年度の間、医学生奨学金貸付制度を活用して卒業した医師を3人輩出しました。卒業後のキャリア形成と市民病院などの勤務の配置調整が課題です。
- 医療・救急分野は、市民の安全・安心の拠り所であり、国や県、関係団体と協力しながら、現在ある医療資源を活用した地域医療体制の構築が求められています。
- 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新興感染症については、感染予防及び感染拡大防止を図るため、国や県、関係機関と連携し、市民への感染対策の啓発、ワクチン接種などを総合的に行うことが必要です。
- 本市には、国見町3か所、国東町7か所、武蔵町4か所、安岐町4か所の計18か所(令和4年度)の医療機関があり、そのなかで二次救急医療機関(24時間365日の救急搬送受入)、第二種感染症指定医療機関、急性期医療や地域包括ケアなどを担う地域の中核病院として市民病院が開院しています。また、大分・別府市内にある高度・先進医療などに対応する医療機関との役割分担・連携を図りながら、本市の医療体制が構築されています。
- 市民病院は平成24年度に本館や外来棟、東病棟の大規模改修をしていますが、西病棟(一般病室・感染症病室・健診センター・調理室)やエネルギー棟は建築から27年以上が経過し、老朽化していることから、改築改修が必要です。
- 救急車へ搭乗する救急救命士は現状20人で運用していますが、現人数では研修・入校や休暇取得などで業務上、不足することもあり、市民が安心して暮らせる救急体制を構築するためには、一層の充実・強化が必要です。

2 主な取組方針

方針1 地域医療体制の構築 【戦略】

- 医師会や保健委員会、県などと連携し、かかりつけ医制度や在宅当番医制度、救急医療体制を維持します。
- 将来医師として市民病院などの業務に従事する医師を確保するため、本市出身者及び市内の高校卒業者への医学生奨学金貸付制度の活用を推進します。
- 関係機関と協力して「国東市健康づくりの推進及び地域医療の確保に関する基本条例」などの医療政策に関する広報・周知活動を行います。
- 小児科、産婦人科の確保に向け、関係機関への働きかけを行うとともに、県と連携した医療確保の取組を推進します。
- 新興感染症に関する基本的な情報や、発生した場合の対策について、各種媒体を活用し継続的な情報提供・啓発を行います。
- 県や医療機関などと連携し、市民への速やかなワクチン接種を実施します。

方針2 市民病院の更なる充実 【戦略】

- 市民に安心な医療を提供していくため、平時から地域内の連携を図り、相互応援体制を構築します。
- 診療体制の確立や人員の確保のため、県や大学を訪問し、産婦人科、脳神経外科、泌尿器科の常勤医師の確保に向け、取り組みます。
- 看護師、薬剤師など医療従事者の確保が困難となっています。高校や大学、専門学校を訪問し、新採用者の確保を図るとともに、企業説明会などに参加し、既卒者の確保に向け、取り組みます。
- 市内2か所で実施中の「へき地巡回診療」を継続して行います。
- 訪問看護、訪問リハビリを強化し、在宅患者が安心して過ごせるよう継続的に支援します。
- 建築から27年が経過している西病棟・エネルギー棟について、改築改修を行います。西病棟の感染症病室については新興感染症などに対応できるよう設備の最適化を図ります。また、健診センターについても住民が安心して受診できるよう整備します。
- 令和5年度末までに「国東市民病院経営強化プラン」を策定し、実行することで経営を改善・強化します。

方針3 救急救命士の育成

- 高度な救急医療体制の充実を図るため、毎年1人の救急救命士を養成します。

3 成果指標

指 標 名	現 状 値 (令和3年度)	目 標 値 (令和8年度)
医学生奨学金貸付制度卒業医師数(累計)	3人	5人
<p>(成果指標設定の考え方) 医師不足解消に向けた取組の進捗状況を把握するため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) これまで当該制度を活用した医師が3人であり、現在貸付を受けている2人が医師となった際の累計数を目標値としました。</p>		
経常収支比率(病院事業) ¹⁰⁸	125.1%	106.3%
<p>(成果指標設定の考え方) 病院経営における健全化の度合いを測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 病院が安定した経営を行うための財政基盤を確保するためにはこの比率が100.0%以上の黒字であることが望ましいとされています。病院の中長期計画として位置付けられている現行改革プランに合わせた目標値としました。</p>		
救急救命士の総計	18人	23人
<p>(成果指標設定の考え方) 消防力の整備指針では、救急車へ搭乗する救急隊員のうち1人以上は救急救命士が望ましいとされていることから救急体制の充実度合いを測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 救急救命士を救急車に常時2人以上搭乗させるため目標値としました。</p>		

4 みんなでできること

市民・個人

- 「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」をもち、適切な受診行動をしましょう。
- 新興感染症について、一人ひとりが基本的な感染防止対策を徹底しましょう。

5 関連する個別計画

計 画 名	計 画 期 間
国東市民病院経営強化プラン	令和 5年度～令和 9年度



国東市民病院



国東市民病院 小児科

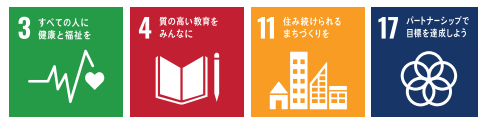


政策分野 **IV** 時代に合った、誰もが安心して暮らせるまちづくり

施策 **IV-2**

健康寿命延伸

【SDGsの目標】



施策のめざす姿

市民がそれぞれの年代や健康状態に応じた、生活習慣病予防や食生活改善に関する正しい知識を身に付け健康づくりを実践することで、心身ともに健康で長生きできる市民が多く住むまちをめざします。

1 現状と課題

- 国は令和元年「健康寿命延伸プラン」で、健康寿命の目標とその目標を達成するための施策について定めています。県は、全国で男性1位・女性4位となったことを受け、「男女ともに健康寿命日本一」を目標に掲げ、さらに健康づくり施策を進めるとしています。
- 若い頃(子どもの頃)からの連続した生活習慣病予防と重症化予防を進めていくことが重要です。しかしながら、健康寿命延伸に寄与する状況をライフステージで横断的にみると、本市では、若い世代から肥満割合が高く、それが起因となり生活習慣病の発症や、さらに、重症化が進むことで、高齢期になり心・脳血管疾患が増え、要介護状態につながっています。
- 本市では、自分の歯が28本以上ある人や定期的に歯科検診を受けている人の割合が低い状況にあります。お口の健康は全身の健康に影響するため、特に市民が意識をして取組を進めていくことが重要です。

2 主な取組方針

方針1 健康づくりの行動を助ける環境づくり(0次予防) 【戦略】

- 家庭、地域、職場で健康づくりに関する声かけができる人を増やすため、地区組織や関係団体、職域を巻き込んだ取組を進めていきます。
- 健康づくりに関心がない人も、自然と健康になれる環境づくりを関係機関と一緒に進めていきます。

方針2 健康増進・健康づくり(1次予防) 【戦略】

- 市民一人ひとりが自身や家族の健康に関心をもって、健康づくりを実践するため、健康相談や健康教室など、様々な機会を活用して、それぞれの年代に応じた正しい知識を普及させます。
- お口の健康づくりについて「歯に痛みなどがなくても定期的に歯科受診する人を増やす」ため、乳幼児から高齢者まで、それぞれの年代に合わせた口腔ケアの必要性を啓発します。
- 様々な機会を活用し、心の健康づくり、自殺対策に関する内容を取り入れ、普及啓発に取り組みます。

方針3 生活習慣病の予防(2次予防) 【戦略】

- 乳幼児から高齢者まで疾病予防、病気の早期発見につながる各種健(検)診を、安心して受診できる体制で実施します。また、未受診者への受診勧奨をそれぞれの年代に応じた方法で充実させます。
- 生活習慣病の早期発見・早期治療のため、健(検)診結果に応じた受診勧奨や保健指導を行います。

方針4 糖尿病性腎症重症化予防(3次予防) 【戦略】

- 血糖値が高いまま放置している人や治療を中断している人に対して、状況の把握を行い、医療機関へのつなぎや保健指導を行います。
- 糖尿病で治療中であっても、合併症を引き起こすリスクが高い人に対しては、かかりつけ医の指示をもらいながら保健指導などを行い、人工透析への移行を防止します。

方針5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 【戦略】

- 生活習慣病の重症化から心身機能や生活機能の低下につながるため、生活習慣病予防と介護予防を切れ目なく、一体的に実施します。

3 成果指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
大分県13健康指標順位スコア県内順位	男性 15位 女性 7位	男性 10位 女性 2位
<p>(成果指標設定の考え方) 県が毎年公表するもので健康寿命延伸に関係する客観的な13項目をスコア化しています。県内他市町村との比較や、対策を強化すべき部分がわかりやすく見えます。総合的な状況がランキングで示され、相対的に健康寿命の延伸度合いがわかるため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 最終的には、男女ともに県内1位が目標ですが、現状から現実的な改善をめざすため目標値としました。</p>		
メタボ ¹⁰⁹ 該当者及び血糖高値(100以上)標準化該当比	メタボ 男性 106.6 女性 129.9 血 糖 男性 104.6 女性 111.9	メタボ 男女とも 100 血 糖 男女とも 100
<p>(成果指標設定の考え方) 健康指標順位スコアを構成する項目のうち、本市が特に取組を強化すべき項目をピックアップしています。国民健康保険だけでなく社会保険(協会けんぽ)加入者の状況も含めた数値であるため、より現状を反映した評価ができます。生活習慣病の発症予防対策の充実度合いを測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 標準化該当比は、県を100とした場合の各市町村の割合です。県平均(100)程度まで改善させることで、生活習慣病の改善が期待できることから、目標値としました。</p>		
定期的に歯科検診を受けている人の割合	28.6% ※令和2年度	50.0%以上
<p>(成果指標設定の考え方) 歯の健康は、糖尿病などの全身の健康に影響するため、本市では特に力を入れて取組を進めています。定期的に歯科検診を受ける人が増えれば、生活習慣病予防だけでなく、介護予防にもつながるため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 国東市健康づくり計画と合わせた目標値としました。</p>		

109:内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中等になりやすい状態。一定以上の腹囲があることが内臓肥満の指標(へその高さで腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上)であり、必須項目となっている。これに加えて、血圧・空腹時血糖値・脂質(中性脂肪・HDLコレステロール)の基準のうちいずれか2つ以上があてはまると、メタボリックシンドロームであるとされる。

指 標 名	現 状 値 (令和3年度)	目 標 値 (令和8年度)
大分県お達者年齢 県内順位	男性 14位 女性 2位	男性 9位 女性 1位
<p>(成果指標設定の考え方) 県が独自に算出している指標で、介護保険の要介護1までを「健康」として算出しており、県内市町村の比較ができます。健康寿命¹¹⁰の延伸度合いを測ることができるため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 最終的には、男女ともに県内1位が目標ですが、現状から現実的な改善をめざすため、男女ともに一桁順位を目標値としました。</p>		

4 みんなでできること

市民・個人

- 自分の健康は自分で守ることを自覚し、健康的な生活習慣を身に付け、自分にあった健康づくりに取り組みましょう。
- 社会の一員として、地域や職場ぐるみの健康づくりの活動に参加しましょう。

地 域

- 地域のなかで気軽に参加できる健康づくり・食育を推進するため、地区組織活動など地域に根付いた活動をしましょう。

企業・団体

- 従業員の健康管理や健康づくり活動を支援しましょう。
- 学校や職場・保健医療団体など、それぞれの立場から健康づくりのための取組や支援を行う役割を担いましょう。

5 関連する個別計画

計 画 名	計画期間
第2次国東市健康づくり計画	平成30年度～令和 5年度
国東市国民健康保険保健事業実施計画(第2期データヘルス計画)	平成30年度～令和 5年度
国東市国民健康保険特定健康診査等実施計画(第3期)	平成30年度～令和 5年度
国東市国民健康保険事業計画	年度更新
第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画	令和 3年度～令和 5年度
第2期国東市自殺対策計画	令和 5年度～令和 9年度



元気な食卓事業



運動教室

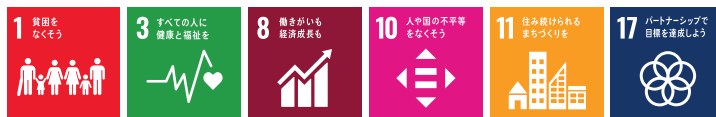


政策分野 **IV** 時代に合った、誰もが安心して暮らせるまちづくり

施策 **IV-3**

地域福祉

【SDGsの目標】



施策のめざす姿

高齢者や障がい者など誰もが住み慣れた地域で、健康的に、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりをめざします。また、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制が構築され、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていく地域共生社会が実現するまちづくりをめざします。

1 現状と課題

- 今後、団塊の世代が75歳となる令和7年が近づくなかで、さらにその先にある団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向け、総人口・現役世代が減少していきます。高齢者人口も総人口に比例して減少傾向になりますが、医療・介護ニーズの高い85歳以上の人口割合の増加や、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の人の割合増加が見込まれます。
- 独居高齢者及び高齢者のみの世帯は、家族や友人、知人などの地域社会とのつながりが希薄になりがちであり、社会活動に参加していない高齢者は孤立しやすく、「孤立死」の不安を感じる高齢者も増えています。また、社会参加の機会が減ることは、体力・意欲を低下させ、社会的・身体的・精神的に健康な状態を保てず、フレイル(虚弱)¹¹¹に陥るとされています。
- 障がい者の社会参加を促進するため、障がい者に対する理解不足など社会的障壁をなくし、地域で安心して暮らせる社会の実現が求められています。また、障がいの状況、世代、住まいや暮らし、保健、医療、就労などそれぞれの分野で多様化するニーズに対して、適切な障がい福祉サービスを提供する必要があります。
- 失業や疾病などで生活に困窮した人が安心して生活できるように、気軽に相談できる場所などを確保する必要があります。
- 高齢者の地域での生活を支える仕組みとなる地域包括ケアシステム¹¹²は、高齢者福祉・介護・障がい福祉・児童福祉・生活困窮者支援などの制度・分野の枠を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会＝「地域共生社会」の実現に向けて、中核的な基盤とし、更なる発展をめざす必要があります。また、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員への理解を深めるよう啓発し、その活動を支援する必要があります。

2 主な取組方針

方針1 高齢者の住み慣れた地域での生活や自立支援の推進 【戦略】

- その人らしい生活を主体的に継続できるよう、自立に向けたケアプラン、介護サービスの質を向上させます。
- 専門多職種の間での共同のもと、公共サービスのみならず、他の社会資源も積極的に活用しながら高齢者個人の課題分析と在宅生活限界点を上げるための支援の充実に向け、検討します。
- 地域ケア会議を軸とした医療・介護者のケアマネジメントの質を向上させます。

111:加齢とともに、心身の活力(例えば筋力や認知機能等)が低下し、健康な状態から要介護状態へ移行する中間の状態。

112:重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が地域において一体的に提供されるシステム。

- 自立支援に向けた広報・周知活動を行います。
- 高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、技能を活かして活躍し、住民同士で支え合いながら、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるような活躍の場を推進します。
- 高齢者が主体的に地域や自宅で健康づくり、介護予防に取り組める仕組みをつくります。
- 介護や医療を必要とする高齢者やその家族が、在宅医療・介護連携において、日常の療養支援・入退院支援などの取組に向けた体制を整備します。
- 市民への在宅医療・介護などの普及啓発として、市民公開講座の開催や出前講座を実施します。また、「わたしの未来ノート(エンディングノート)」を作成し、出前講座や窓口で配布します。
- 関係団体などとの情報共有や連携を強化し、高齢者の生活を見守るための施策を推進します。
- 緊急通報システムの整備事業や、地域が行う見守り活動である「地域ふれあいネットワーク会議」の支援を行い、関係機関や団体と連携した、見守りの体制づくりを推進します。

方針2 避難行動要支援者¹¹³の個別避難計画等の推進 【戦略】

- 要支援者支援に係る状況や課題を庁内関係各課で共有し、国・県の動向や市の防災施策などと合わせ、必要な対応を検討します。
- 地域の組織や福祉関連団体などと要支援者支援に係る状況や課題を共有し、個別避難計画の作成や共助の体制づくりを推進します。

方針3 障がい者のニーズに合った支援の推進 【戦略】

- 多様化するニーズに対応し、障がい者の自己決定、自己選択の視点に立った相談支援により、障がい者が必要とするサービスが利用できる体制を整備します。
- 障がい者の地域生活への移行を支援し、地域共生社会実現のための仕組みを構築します。
- 障がい者の権利を擁護するため、障がい特性に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 職域の拡大や雇用の安定を図り、障がい者が地域で生活できる環境整備に努めます。
- 障がい者のライフステージに応じ、切れ目のない相談支援を行います。

方針4 生活困窮者への相談支援 【戦略】

- 失業や疾病など生活に困窮している人に対応した総合的な窓口を設置し、困窮の程度に応じた相談支援を行います。
- 生活困窮者及び生活保護受給者に対しての就労支援を行います。
- 一人暮らしの高齢者や障がいのある人など、様々な要因により地域社会や家族からの援助を受けることができない人などに対し、関係機関と連携しながら相談支援を行います。

3 成果指標

指 標 名	現 状 値 (令和3年度)	目 標 値 (令和8年度)
要支援1・2の認定率	4.8%	5.2%
<p>(成果指標設定の考え方) 要介護認定のなかで、軽度者の機能改善やフレイル(虚弱)対策で改善できる要支援者1・2の人の自立支援に取り組むことで、介護度の進行・要介護者の増加を抑制します。取組による介護予防の推進度合いを測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 85歳以上の人口増加や、認知症・疾患により永続的な支援を必要とする要介護者が要介護認定を受けることにより、認定率は増加すると推測しています。機能向上を強化した自立支援型サービスの提供と、ケアマネジメントに取り組むことで、要支援1・2の認定率の増加を抑制することをめざし、目標値としました。</p>		
週一元気アップ教室の教室数	32教室	57教室
<p>(成果指標設定の考え方) 住民主体の介護予防活動を支援することで、健康寿命¹¹⁴の延伸に寄与し、結果的に医療や介護費用の抑制効果が期待できます。週一元気アップ教室は介護予防のための、地域住民主体の体操教室です。地域の意識向上及び介護予防の向上度合いを測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 「介護予防のための通いの場」の参加者割合が低い地域は、主観的健康観(自分が健康であると感じている人の割合)が低いことが日常生活圏域ニーズ調査における実態調査の分析で判明しました。そのため、一人でも多くの高齢者の参加を増やすために「週一元気アップ教室」の新規立上げ支援を推進します。地域スタッフ調整などの実情、効率的な支援地域数等を踏まえ、年度ごとに5行政区の新規立上げをめざし、目標値としました。</p>		
避難行動要支援者の個別避難計画等の策定	215件	900件
<p>(成果指標設定の考え方) 災害時における避難行動要支援者の避難支援などを実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされています。個別避難計画を策定することで、対象者の避難が円滑に進み、災害時に命を守ることにつながるため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 市内における1,000人の避難行動要支援者のうち、情報提供に同意しない人を除き計画を策定することとし、対象者の9割の策定を目標値としました。</p>		
障がいに関する相談件数	1,942件	2,330件
<p>(成果指標設定の考え方) 障がい者への理解ある社会の実現をめざし、安心して相談できる体制を整えることで、多様化する悩みごとや困りごとなどを解消していきます。市民の相談窓口に対する認知度と悩みごと・困りごとなど障がい者福祉サービスへのニーズを把握するため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 障がい者相談支援事業を利用することで、障がい者が求める適切なサービスを提供できると考え、事業の啓発活動などにより、その利用件数を20%増加させる目標値としました。</p>		

指 標 名	現 状 値 (令和3年度)	目 標 値 (令和8年度)
就労支援を行った人の就労件数	1 件	2 件
<p>(成果指標設定の考え方) 就労支援を行い、安定した収入を得ることで経済的な自立の効果が期待できます。就労支援の成果を測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 被保護者などの稼働年齢層の多くは障がいや傷病があり、適した形態の就労が見つからないことにより、現状値は1件となっています。このことから健康面を含め就労の準備支援を行い、年間2件を目標値としました。</p>		

4 みんなでできること

市民・個人

- サロンなど介護予防に主体的に取り組ましましょう。
- 障がいについての正しい理解を深めましょう。
- 地域福祉活動など、積極的にボランティア活動に参加しましょう。

地 域

- 隣近所や地域内でのあいさつや声かけなど、地域の要配慮者の把握に努めましょう。

企業・団体

- 障がいのある人の雇用に積極的に取り組み、働きやすい環境をつくりましょう。

5 関連する個別計画

計 画 名	計 画 期 間
第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画	令和 3年度～令和 5年度
第4期地域福祉計画	令和 5年度～令和 9年度
第3次国東市障がい者基本計画	令和 元年度～令和 5年度
第6期国東市障がい者福祉計画	令和 3年度～令和 5年度
第2期国東市障がい児福祉計画	令和 3年度～令和 5年度



政策分野 **IV** 時代に合った、誰もが安心して暮らせるまちづくり

施策 **IV-4**

防災・消防・防犯・交通安全

【SDGsの目標】



施策のめざす姿

安全・安心な生活を確保するため、市民、地域、行政がそれぞれの役割を認識して主体的に行動ができる「自助」「共助」「公助」が有効に機能した災害に強いまちをめざします。また、市内の火災発生件数の減少、迅速・的確な消火活動による被害の最小化、救急・救助能力の向上及び、犯罪・交通事故のない、市民が安全・安心に暮らすことのできるまちをめざします。

7 現状と課題

- 南海トラフ地震や中央構造線・活断層地震による甚大な被害が想定されているほか、地球温暖化の影響で台風の大型化や記録的な大雨が全国的に頻発しており、本市においても土砂災害や洪水・浸水被害の危険性は高まっています。こうしたなか、防災行政無線局の整備をはじめ避難所における備蓄資機材の整備や自主防災組織¹¹⁵の結成を進めたほか、災害ハザードマップ(洪水・土砂災害・ため池・津波・高潮)を更新し、市内全世帯に配布するなど、市民の意識啓発に取り組んできましたが、まだまだ十分とはいえません。特に、災害発生時においては「自助」「共助」「公助」のなかでも「自助」が7割を占めるとされていますが、市民の防災意識が十分高まっているとは言い難い状況です。また、大規模災害や複合災害に備えた実践的な訓練が十分ではなく、自主防災組織においても訓練の実施状況に温度差があるという課題があります。
- 住宅用火災警報器については、台所や居間、仏間など設置率に含まれない場所を含めると80%以上設置されています。このことから、設置への意識は高いものの、多くの市民が正しい設置場所を認識していないことが課題です。
- 消防用水利については、消火栓や河川などのほか、防火貯水槽の設置を進めています。現在市内に約300か所設置していますが、老朽化しているものも多いため、地震災害などにおける消防水利の不足が懸念されます。
- 本市の犯罪発生件数は、県内において低く推移していますが、近年では特殊詐欺と呼ばれる「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」などといった詐欺の手口が巧妙化し、高齢者だけでなく様々な世代の市民が巻き込まれる危険性が高まりつつあります。また、他県では、子どもや一般市民を無差別に殺傷する、凶悪な事件も発生しています。
- 本市の交通事故発生件数は、令和2年と令和3年の年別では、両年32件発生したものの、負傷者数については36人から30人、死亡者は2人から0人へと減少しました。しかしながら、令和4年に高齢者1人の死亡事故が発生するなど、高齢者の関与する交通事故は増加傾向にあります。

2 主な取組方針

方針1 安全・安心な地域づくりをめざす防災(減災)施策の推進 【重点】【戦略】

- 国東市地域防災計画を推進します。
- 防災行政無線局を適切に維持・管理し活用します。
- 防災士を養成・育成し、自主防災組織の活性化を推進します。

方針2 安全・安心な地域づくりをめざす防火施策の推進 【重点】【戦略】

- 火災の早期発見、逃げ遅れ防止のための住宅用火災警報器の普及啓発活動を実施し、防火意識の向上に向け、取り組みます。
- 消防団の活動拠点となる消防団機庫を整備します。
- 地域消火活動に必要な消火ポンプなどを整備します。
- 地域消防力の担い手である消防団員を確保します。
- 自主防災組織と消防団の連携を促進します。
- 消防本部の緊急車両の更新計画にもとづき、老朽化した消防車両を更新します。
- 耐震性防火貯水槽の設置及び既設の防火貯水槽の漏水対策を行います。

方針3 安全・安心な地域づくりをめざす防犯施策の推進 【戦略】

- 関係機関と連携して防犯カメラの設置を推進するほか、特殊詐欺等防止機能付電話機購入費の一部を補助し、設置を推進します。
- 市報やパンフレットを用いた啓発活動に加え、特殊詐欺事案などの犯罪の実例や対処法を防災行政無線放送等で遅滞なく市民へ周知します。

方針4 安全・安心な地域づくりをめざす交通安全施策の推進 【戦略】

- 交通事故ゼロ運動を推進します。
- 高齢運転者の交通事故を防止するため、安全運転サポートカーの購入費用の一部を補助します。
- チャイルドシートの着用を促進し、自動車に乗車中の乳児などを交通事故の被害から守ることを目的として、チャイルドシートの購入費の一部を補助します。

3 成果指標

指 標 名	現 状 値 (令和3年度)	目 標 値 (令和8年度)
防災避難訓練参加行政区数	120区	130区
<p>(成果指標設定の考え方) 市内一斉の防災避難訓練を実施しており、全行政区の参加を促進しています。防災避難訓練参加行政区数の推移により、地域の防災意識の向上度合いなどを把握するため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 市内一斉の防災避難訓練は、地域の防災意識の向上などを目的に、全行政区の参加を促進しているため、全行政区数を目標値としました。</p>		
防災士配置行政区数	122区	130区
<p>(成果指標設定の考え方) 地域の災害対応力の向上などを目的に、防災士の養成を推進しており、各行政区1名以上の配置をめざしているため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 地域の災害対応力の向上などを目的に全行政区への配置を推進しているため、全行政区数を目標値としました。</p>		
火災発生件数	33件	15件
<p>(成果指標設定の考え方) 近年、本市において、建物火災及び枯草焼きからの延焼によるその他火災は増加傾向にあります。火災の発生を抑制するため、市民に対し火の取扱いについての注意事項などを周知し、市民の防災意識の向上、啓発・予防活動の効果・達成度合いを測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 過去10年で火災発生件数が最も少ない、平成28年の16件を下回る目標値としました。</p>		
犯罪発生件数	38件	36件
<p>(成果指標設定の考え方) 市内における犯罪を抑制するため、関係機関と連携し啓発活動などを実施します。市民の防犯意識の向上、啓発活動の効果・達成度合いを測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 過去10年で犯罪発生件数が最も少ない、令和元年の37件を下回る目標値としました。</p>		
交通死亡事故発生件数	0件	0件
<p>(成果指標設定の考え方) 市内における交通事故を抑制するため、関係機関と連携し啓発活動などを実施します。市民の交通安全意識の向上、啓発活動の効果・達成度合いを測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 啓発活動などを実施することにより、交通死亡事故発生件数0件を目標値としました。</p>		

4 みんなでできること

市民・個人

- 災害ハザードマップを活用し、身の周りの危険箇所や避難場所などを確認しておきましょう。
- 防災避難訓練に参加し、災害時の非常持出品や行動を確認しておきましょう。
- 住宅用火災警報器の設置及び維持管理をしましょう。
- 特殊詐欺などを認知し、自分を犯罪から守りましょう。
- 歩行者もドライバーも、交通安全を心がけましょう。

地 域

- 防災士を養成し、地域の防災力を強化しましょう。
- 防災避難訓練に参加し、災害時の行動を確認しておきましょう。
- お互いに協力して、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 地域の安全・安心のために、消防団活動を担う入団者を確保しましょう。
- 消防団活動の拠点施設となる機庫の整備用地を確保しましょう。
- 消火活動に必要な防火貯水槽の整備用地を確保しましょう。

企業・団体

- 防災計画の策定及び防災訓練を実施し、災害に備えましょう。

5 関連する個別計画

計 画 名	計画期間
国東市地域防災計画	令和 2年度～
国東市国土強靱化地域計画	令和 3年度～令和 7年度
国東市国民保護計画	平成 19年度～
国東市津波避難行動計画	平成 26年度～
第11次国東市交通安全計画	令和 3年度～令和 7年度



政策分野 **IV** 時代に合った、誰もが安心して暮らせるまちづくり

施策 **IV-5**

上下水道

【SDGsの目標】



施策のめざす姿

市民が快適な生活を送るために必要不可欠なライフラインである「水」が、安全・安心に安定供給されるまちをめざします。また下水道区域や浄化槽処理促進区域において、ほとんどの市民が公共下水道への接続または合併処理浄化槽¹¹⁶を整備し、生活排水処理の適正化によって河川等が健全な水質を維持するなど、良好で快適な生活環境が整ったまちをめざします。

1 現状と課題

- 水道は、日常生活を送るうえで欠かすことのできない重要なライフラインです。独立採算制を基本とした経営をめざし、安全・安心な給水の確保、災害時の安定的な給水のためにも施設の計画的な更新などが必要です。また、計画性、経営の健全性や透明性の向上を図るため、平成28年度に「地方公営企業法適用企業会計」へ移行しました。今後は、水道使用料収入を主たる財源とした経営の健全化を図るとともに、限られた予算のなかで、老朽化が進んでいる多くの施設の更新や耐震化を計画的に進めていくことが求められます。
- 下水道は、日常生活に不可欠な施設であり、汚水の排除やトイレの水洗化など生活環境の向上のみならず、公共用水域の水質保全や改善に必要な重要施設です。これまで整備に取り組んできた結果、令和3年度末の下水道整備進捗率は99.6%、接続率は79.5%となっています。一方で、市全体の生活排水処理率は75.5%、水洗化率は65.6%であり、毎年度徐々に上昇していますが、県平均の生活排水処理率80.5%と比較して、依然として低い状況にあります。生活排水処理率の向上のためには、浄化槽処理促進区域において、くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進することが重要となりますが、個人が負担する費用もあることから、施設の転換に消極的な市民も多く、設置が進んでいません。

2 主な取組方針

方針1 「独立採算制の原則」を基本とした健全な運営の推進

- 独立採算にもとづく持続的な健全経営と負担の公平性の確保を目的に、水道料金収納率の向上に取り組みます。

方針2 安全・安心な水の安定供給

- 集中監視システムや施設点検による日常監視・点検を行うことにより、漏水などが発生した場合に早期発見と迅速な対応を行います。
- 老朽化した管路を計画的に更新することにより、漏水を予防し水の安定供給を行います。

方針3 公共下水道及び合併処理浄化槽の普及推進

- 公共下水道の接続率向上のために広報誌などによる加入促進を行うとともに、浄化センターにおいて、小学生の社会見学を受け入れ、下水道の機能と役割についての啓発を行います。
- くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促します。また、広報誌、ホームページなどで補助制度の周知を行うとともに、水環境保全のための普及啓発を行います。

3 成果指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
水道料金収納率	89.9%	91.2%
<p>(成果指標設定の考え方) 健全な財政運営を続けていくうえで、料金収納率の向上は必要であるため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 過去5年間の収納率の改善率を勘案し、それを下回らない改善率を目標値としました。</p>		
有収率	84.0%	87.0%
<p>(成果指標設定の考え方) 水の安定供給のためには施設の健全化が必要であり、漏水防止対策を行うことで有収率が向上するため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 過去5年間の有収率の改善率を勘案し、それを下回らない改善率を目標値としました。</p>		
公共下水道接続率	79.5%	82.9%
<p>(成果指標設定の考え方) 生活環境の向上及び公共用水域の水質保全や改善のためには、下水道への接続率の向上が必要であるため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 過去5年間の処理可能人口、接続人口の伸びを勘案し、目標値としました。</p>		
生活排水処理率	75.5%	86.7%
<p>(成果指標設定の考え方) 生活環境の向上及び公共用水域の水質保全や改善のためには、下水道への接続はもちろんのこと、合併処理浄化槽への転換が必要なため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 令和2年度に見直しを行った国東市生活排水処理施設整備構想に合わせた目標値としました。</p>		

4 みんなでできること

市民・個人

- 給水装置の適正な管理を行い、節水に努めましょう。
- 生活排水を適正に処理しましょう。

地 域

- 漏水などを発見した際には、速やかに関係機関に情報提供しましょう。
- 生活排水を適正に処理しましょう。

企業・団体

- 緊急漏水の修繕などは速やかに行いましょう。
- 事業排水を適正に処理しましょう。

5 関連する個別計画

計 画 名	計画期間
国東市水道事業経営戦略	平成29年度～令和 8年度
国東市生活排水処理施設整備構想	平成28年度～令和17年度
国東市公共下水道事業計画(伊美処理区)	令和 5年度～令和 9年度
国東市公共下水道事業計画(国東処理区)	令和 3年度～令和 7年度
国東市公共下水道事業計画(武蔵東部処理区)	令和 5年度～令和 9年度
国東市公共下水道事業計画(安岐処理区)	令和 5年度～令和 9年度
国東市公共下水道施設ストックマネジメント計画(第1期)	令和 2年度～令和 6年度
国東市下水道事業経営戦略(公共下水道事業)	令和 3年度～令和12年度
国東市下水道事業経営戦略(特定環境保全公共下水道事業)	令和 3年度～令和12年度



富来配水池



東部浄化センター社会見学

政策分野 **IV** 時代に合った、誰もが安心して暮らせるまちづくり施策 **IV-6****環境**

【SDGsの目標】

**施策のめざす姿**

国東の豊かな自然にあふれた良好な環境と先人から受け継いだ文化を未来につなぎ、市民や事業者、行政が高い環境美化意識をもち、美しく快適な生活環境のもとで生活できる循環型社会¹¹⁷のまちづくりをめざします。

1 現状と課題

- 近年、世界各地で異常高温、大雨、大規模干ばつなどの異常気象が多発しています。国内においても過去に経験のないような激甚災害が頻発するようになってきました。これは、産業革命以降、人類が排出した温室効果ガス¹¹⁸による地球温暖化が大きな原因といわれています。政府は、2050年カーボンニュートラル¹¹⁹の実現に向けて、2030年には温室効果ガス排出量を2013年比で46%削減を掲げており、本市も排出量実質ゼロ「ゼロカーボンシティ」に向かい、そしてさらに二酸化炭素排出実質マイナスとなる「カーボンネガティブ」をめざすことを宣言しました。
- 本市においても市民の環境に対する関心は高く、国東の自然にあふれた良好な環境での生活を望む声が多い反面、騒音、振動、悪臭、不法投棄、不法焼却や飼い犬などのペットマナーに対する苦情が寄せられています。快適で住みよい地域の形成には、市民一人ひとりが環境美化に対する意識を高め、自発的な行動を促すことが求められます。
- 市民の環境保全に対する意識が高まるなか、ごみ処理事業における経済性、安全性の確保、環境保全の観点から、ごみ減量化は必須の課題となっています。現在のクリーンセンターは、令和7年7月に宇佐・高田・国東広域事務組合による新しいごみ処理場の供用開始後、中継施設としてごみの受入を継続します。また、し尿処理施設については、現施設の老朽化にともない令和7年度中に施設を廃止し、し尿・浄化槽汚泥は下水処理施設で処理することとなります。

2 主な取組方針**方針1 環境保全活動の推進**

- ごみの再資源化を図るため、分別収集の徹底や古紙・古布回収を積極的に推進するとともに、くにさきエコサポーターを募集し、「ダンボールコンポスト¹²⁰」の普及促進を行います。また、「生ごみ処理機」の購入補助による生ごみの減量化及び3R¹²¹運動を推進します。
- 地球温暖化防止協議会を支援するとともに、広報・周知活動を促進します。また、各種団体によるごみ拾いボランティア活動への支援を広げていきます。
- 不法投棄及び不法焼却撲滅、違法墓地建立を防ぐため、看板設置や広報・周知活動を積極的に行っていきます。ペットマナー向上についても啓発するとともに、おおいた動物愛護センターと連携して個別訪問を行い、飼い主への指導などを強化します。

117: 廃棄物の発生を抑制し(ごみをなるべく出さず)、廃棄物のうち有益なものは資源として活用し(ごみをできるだけ資源として使い)、適正な廃棄物の処理(使えないごみはきちんと処分)を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会。

118: 大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことで、地球温暖化の主な原因とされている。(水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが該当)

- 違法な産業廃棄物の処理・持込などに対する監視については、県と連携して取り組みます。また、産業廃棄物処理施設設置者と地元との調整を行い、立地時の公害防止協定にもとづく監視行動を継続的に行います。
- 安定した施設稼働のため、施設の維持補修を行うとともに、し尿処理場の水質検査などの数値を環境基準内に維持します。
- 航空機騒音、自動車騒音及び悪臭調査など、国・県と連携した計画的な各種公害調査を実施するとともに、調査結果にもとづく公害対策を徹底し、快適で良好な住環境の確保を推進します。

方針2 ごみ処理事業の計画的な推進

- 一般廃棄物に係る各種計画の策定や進行管理を実施するとともに、宇佐・高田・国東広域事務組合による新たなごみ処理施設建設と並行し、中継施設建設を推進します。
- クリーンセンターや最終処分場の安定的な稼働のため、計画的な維持管理を行います。また、水質検査などの数値を環境基準内に維持します。

方針3 脱炭素社会実現のために、自然と調和したまちづくりを推進

- 市民が気軽に搬入できるように廃油の回収拠点数を増やし、回収量を大幅に増やすため、積極的な広報・啓発活動を推進します。
- 国東市地球温暖化対策実行計画にともなう項目として新たに「区域施策編」を策定し、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を削減します。
- 省エネルギー活動の推進や再生可能エネルギーの利用促進を通じて温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。また、公用車の電気自動車導入の可能性及び調査・情報収集などを継続的に行います。
- 市有地に早生桐などを植樹し、二酸化炭素を吸収する実証実験を行う際のフィールドを提供します。また、市内の遊休荒廃地など市内全域に事業展開ができるように支援します。

3 成果指標

指 標 名	現 状 値 (令和3年度)	目 標 値 (令和8年度)
家庭系ごみ排出量	5,659 t	4,712 t
<p>(成果指標設定の考え方) 家庭から排出するごみを削減していくことで、市全体のごみの減量化につながり、市民一人ひとりの意識向上につながるため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 国東市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に合わせ、令和10年度に推計されるごみ排出量に対し12%削減をめざし、目標値としました。</p>		

119: 温室効果ガスの排出を全体としてゼロにした状態のことを指す。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。

120: 生ごみを微生物の力を借りて堆肥にする際に、ダンボールを利用した手作りの生ごみ処理容器のこと。

121: Reduce(リデュース): 製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること、Reuse(リユース): 使用済製品やその部品などを繰り返し使用すること、Recycle(リサイクル): 廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することの3つのRの総称。

指 標 名	現 状 値 (令和3年度)	目 標 値 (令和8年度)
エコサポーター登録者数(累計)	250人	330人
<p>(成果指標設定の考え方) エコサポーター登録時の個人でできる取組項目を増やすことで更なる意識付けにつながるため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) エコサポーターの登録者は現状横ばいとなっているため、令和3年度の登録者数から毎年20人ずつ増加させる目標値としました。</p>		
リサイクル率	18.98%	20.00%
<p>(成果指標設定の考え方) 分別収集の実施によりごみの減量化につながるため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 実績からみれば毎年ほぼ横ばいの率ですが、今後の排出抑制策によりリサイクル率を向上させる目標値としました。</p>		
家庭の廃油回収量	1,500ℓ	12,000ℓ
<p>(成果指標設定の考え方) 天ぷら油などの家庭用廃油を回収することでBDF(バイオディーゼル燃料)¹²²に精製して、二酸化炭素排出ゼロカウントとなるメリットがあり、かつ市民が取り組みやすい項目のため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 令和5年度より廃油回収拠点を増やす予定で、回収量を一般家庭から1年間に排出される廃食油(約60,000ℓ)の5%を増加させる目標値としました。</p>		
温室効果ガスの排出量(市直営施設分のCO ₂ 換算)	15,134 t-CO ₂	11,484 t-CO ₂
<p>(成果指標設定の考え方) 政府が2030年温室効果ガス排出量を2013年比で46%削減を掲げていることから、それに合わせ、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 国の「地球温暖化対策計画」に準じて、2013年度における温室効果ガス排出量から40%削減する目標値としました。</p>		

4 みんなでできること

市民・個人

- 不法投棄や不法焼却、ペットのふん害などをなくすため、市民一人ひとりが高い環境美化意識をもち、モラル向上に努めましょう。
- ごみは分別を徹底するとともに、収集日や時間などのルールを守って出しましょう。
- ダンボールコンポストや古紙・古布回収に積極的に取り組みましょう。
- ごみ減量化に努め、リサイクル製品の積極的な利用やマイバックの持入、食べきり・使い切りなどに努めましょう。
- 家庭から出る廃油を集積所に出しましょう。
- エコドライブの実践や電灯のこまめな消灯のほか、エアコンの温度の適切な設定など、家庭でできる省エネ活動に取り組みましょう。

地 域

- 地域で環境美化に努めましょう。
- リサイクルできる古紙・古布など、地域ぐるみで声掛けを行い、積極的に集積所に出しましょう。

企業・団体

- 工場や事業所から発生する騒音や振動などについて、法令や規制基準を遵守し、公害の発生防止に努めましょう。
- マニフェスト(産業廃棄物管理票)¹²³を確認し、事業所から排出された廃棄物が適正かつ安全に処理されているかどうか管理を行いましょう。
- リサイクル製品の製造・販売などや4R¹²⁴活動の推進により、廃棄物の排出抑制や減量化に努めましょう。
- 事業所などにおいても積極的に省エネ活動に努めましょう。

5 関連する個別計画

計 画 名	計 画 期 間
国東市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	令和 4 年度～令和 18 年度
第10期国東市分別収集計画	令和 5 年度～令和 9 年度
宇佐・高田・国東広域事務組合一般廃棄物処理計画	令和 2 年度～令和 10 年度
第5次大分県廃棄物処理計画	令和 3 年度～令和 7 年度
第3次国東市地球温暖化対策実行計画	令和 元 年度～令和 5 年度

123:産業廃棄物を管理するための専用伝票のこと。産業廃棄物を排出する事業者は、ほかの業者にその運搬・処理を委託する際、マニフェストを交付しなければならない。

124:3RにRefuse(リフューズ):ごみとなるものの受け取りを断るなど、ごみの発生を回避することを加えた4つのRの総称。



政策分野 **IV** 時代に合った、誰もが安心して暮らせるまちづくり

施策 **IV-7**

道路・河川・急傾斜

【SDGsの目標】



施策のめざす姿

誰もが安全に、安心して道路を通行することができ、快適に市内を移動できる環境が整ったまちをめざします。

1 現状と課題

- 本市においては、昭和28年に整備された別府中津線から昭和40年に指定された国道213号(市内延長41.3km)が主要幹線となっています。国道213号は、市民の生活や観光客を招き入れる道となっており、国東の外環を走り、谷々をつなぐ機能を有しています。また、昭和60年に開通した市道オレンジロード(市内延長46.4km)が谷々の中央部を貫いて走っており、県道や市道と合わせて本市の道路網を形成しています。
- 新規路線の開設や老朽化した道路の改修、歩道の設置及び、「ユニバーサルデザイン¹²⁵」など安全性・利便性の向上に対するニーズが高まっており、地域と一体となった持続的な道路環境整備が求められます。
- 橋梁・トンネルなどの老朽化が進んでおり、適正維持について、予防保全型の維持管理を進め、計画的な修繕による必要予算の平準化など、維持管理コストの縮減が必要です。
- 災害発生の恐れがある危険な箇所があり、今後の落石対策・法面保護などの防災対策が課題です。

2 主な取組方針

方針1 安全・安心な道路網の整備と維持管理事業の計画的な推進

- 国道や県道の整備については、国・県に積極的に働きかけるとともに、生活環境改善のため、市道の改良及び整備を促進し、道路網の整備に取り組みます。
- 市道や構造物の点検により、計画的かつ効率的な修繕事業を行います。
- 通学路については、関係団体との連携を図りながら危険箇所や要望箇所の安全対策を行い、安全で快適な道路づくりに取り組みます。

方針2 安全・安心な河川・橋梁・急傾斜地等の整備と維持管理事業の計画的な推進

- 災害抑制のための計画的、効果的な河川補修事業を行います。
- 橋梁長寿命化修繕計画にもとづいて、計画的な橋梁補修事業を行います。
- 災害抑制のために急傾斜地崩壊対策整備事業を行います。

3 成果指標

指 標 名	現 状 値 (令和3年度)	目 標 値 (令和8年度)
市道の橋梁点検数	100橋	100橋
<p>(成果指標設定の考え方) 道路法の規定により橋梁の定期的な点検が必要であり、その進捗状況を測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 5年で市内全橋梁の点検を実施するにあたって平準化した結果、年間100橋の点検が必要となるため目標値としました。</p>		
市道のトンネル点検数	5本	5本
<p>(成果指標設定の考え方) 道路法の規定によりトンネルの定期的な点検が必要であり、その進捗状況を測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 5年で市内全トンネルの点検を実施するにあたって平準化した結果、年間5本の点検が必要となるため目標値としました。</p>		
市営(県単)急傾斜地崩壊対策実施数	1か所	1か所
<p>(成果指標設定の考え方) 計画的に落石対策・法面保護などの防災対策を推進する必要があることから、その進捗状況を把握するため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 県との共同事業のため、これまでの採択状況から目標値としました。</p>		

4 みんなでできること

市民・個人

- 道路の異常などを発見した際は、速やかに情報提供しましょう。

地 域

- 道路、河川の清掃、草刈などの維持管理や環境・景観の保全に協力しましょう。

5 関連する個別計画

計 画 名	計画期間
橋梁長寿命化修繕計画	令和元年度～令和10年度
トンネル長寿命化修繕計画	令和元年度～令和10年度

政策分野 **IV** 時代に合った、誰もが安心して暮らせるまちづくり施策 **IV-8**

公共交通

【SDGsの目標】



施策のめざす姿

子どもから高齢者まで、すべての市民が安全で快適に移動できる地域公共交通と持続可能な地域実情に応じた交通施策が確立されたまちをめざします。

1 現状と課題

- 本市は両子山から放射状に伸びる谷あいには集落が点在し、沿岸部に市街地が広がっています。路線バスは、主に沿岸部の幹線と山間部に伸びる枝線で路線網を形成し、交通空白地域や路線バスが廃止になった各谷あいにはコミュニティバスやコミュニティタクシーを運行させ、サービス水準を維持しています。
- 路線バスは、通学利用が主となっていますが、少子化の影響により年々利用者数は減少し、収益性が低下しています。その結果、路線バスの廃止とコミュニティバスへの転換が進行しつつあります。一方、週1便、山間部の谷あいを走るコミュニティバス・コミュニティタクシーの利用者数も近年減少傾向にあり、一部地域においてはスクールバスと路線バスが重複しており、非効率な運行状況となっています。
- 過疎化や高齢化の進行により、交通弱者の増加が見込まれるため、自家用車に過度に頼らなくても生活ができる、市民の生活の支えとなる公共交通ネットワークの形成と持続的なサービス提供が求められています。
- バス・タクシー事業者双方で運転手不足が深刻化しており、利便性と効率性のバランスがとれた、公共交通体系の見直しの検討が課題となっています。
- 空の玄関口である大分空港から別府・大分方面へは空港アクセスバスと令和5年度以降、ホーバークラフト¹²⁶の運航が予定されていますが、市内中心部へのアクセスは乗り換えを必要とし、便数も少ない状況となっています。

2 主な取組方針

方針1 公共交通サービスの利用促進 【戦略】

- コミュニティバス・コミュニティタクシーや路線バスの利便性向上を図るため、路線図と時刻表を一体化し、見やすくした総合時刻表を配布します。
- 市内を運行する民間路線バスの運賃負担軽減を図るため、民間路線バス会社の発行する専用回数乗車券を購入した人へ利用助成券を配布します。

126:水陸両用の乗り物。正式にはエアクッション艇という名称だが、大分県では、以前大分ホーバークラフト(株)が運行していたことから、本名称が広く定着している。

127:本市と他都市を広域的に結ぶ路線のこと。

128:人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、複数の交通モード間の不連続点のこと。

129:複数の都市等地域がそれぞれの個性と主体性を維持、確立しつつ、共通の目的意識をもって地域の資源、機能、基盤を相互に活用・共有化し、補完的・協同的活動を行うという「地域連携」の取組を、交通、情報通信基盤のもとで広域的に進めること。

方針2 持続可能な公共交通網の維持 【戦略】

- 民間路線バスが運行していない交通空白地域での移動手段を確保するため、コミュニティバス・コミュニティタクシーを運行し、交通空白地域を解消します。
- 利用者の減少により、費用対効果が低下し、より効率的に路線バス及びコミュニティバス・コミュニティタクシーの再編を行う必要があることから、市民や地域にとって望ましい、新たな持続可能な交通施策の可能性を検討するとともに、事業者に対する支援策についても検討を進めます。

方針3 交通結節機能の強化 【戦略】

- 広域連携軸¹²⁷は、バスターミナルを中心として、ハブ機能¹²⁸を有する交通結節点を形成し、周辺都市との連携を支える軸として、機能を維持・強化します。
- 地域連携軸¹²⁹は、国道213号から各谷あいにはびる生活路線に対し、適切な公共交通の配置を行うことにより、山間部の集落と各地域拠点を結ぶ基本的な地域公共交通ネットワークとしての機能を維持・強化します。

方針4 新たな交通モードの検討 【戦略】

- 山間部の路線は、地域の実情に応じて持続性・効率性の両立のためデマンド交通¹³⁰などを視野に検討し、スクールバスと連携・役割分担をし、通学利用者が不便にならない交通網を検討します。
- AI¹³¹などの先進技術や自動運転バス等は、地域公共交通の運転手不足・採算性の課題解決に大きな効果が期待されることから、先行事例や研究等を踏まえつつ、車内外の安全性の確保や運用地域、コスト面など、将来的な可能性を検討します。

方針5 観光ニーズに対応した公共交通利用環境の整備 【戦略】

- バス路線の延伸やダイヤ再編によりモード間での物理的・時間的な乗継利便性を向上させ、広域観光を支える公共交通ネットワークの構築を検討します。
- 広域観光ルート設定において重要な役割を担う、地域間交通(鉄道・航路と幹線バス路線)相互の連携について、乗継利便性を向上させます。
- 利便性と効率性の両立に資するAIデマンド交通などの導入の可能性や、観光施策と生活サービスを連携した、MaaS¹³²等の新たな交通モードの横断的なサービスの導入について検討します。

130: 路線定期型交通とは違い、利用者のニーズに対して柔軟に運行する公共交通システムのこと。

131: 「Artificial Intelligence(人工知能)」の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術。

132: 「Mobility as a Service」の略。鉄道・バス・タクシー・旅客船・旅客機・カーシェア・シェアサイクルなど複数の交通機関のサービスをひとつのサービスとして結び付け、人々の移動を大きく変える概念を指す。

3 成果指標

指 標 名	現 状 値 (令和3年度)	目 標 値 (令和8年度)
路線バス利用助成券利用額	2,114,000円	増減率 前年度以上
<p>(成果指標設定の考え方) 路線バス利用助成券の利用が増加すれば、公共交通の利用促進につながることから、その状況を把握するため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 路線バス利用助成券と合わせ、利便性向上を図ることで、現状維持以上の利用額をめざし、目標値としました。</p>		
市内路線バス乗車人数	103,000人	増減率 前年度以上
<p>(成果指標設定の考え方) 乗車人数を把握することで取組方針の達成状況を測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 路線バス利用助成券や利便性の向上を図ることで、現状維持以上の乗車人数をめざし、目標値としました。</p>		
コミュニティバス・コミュニティタクシー延べ乗車人数	10,220人	増減率 前年度以上
<p>(成果指標設定の考え方) 乗車人数を把握することで取組方針の達成状況を測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 市民ニーズを考慮した、コミュニティバス・コミュニティタクシーの再編を図ることで、現状維持以上の乗車人数をめざし、目標値としました。</p>		
都市計画区域内を運行する路線バス、コミュニティバス・コミュニティタクシーの合計路線数	14本	14本
<p>(成果指標設定の考え方) 路線数を把握することで取組方針の達成状況を測るため、国東市立地適正化計画の目標指標を参考に当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 現行の路線数を維持する必要があるため目標値としました。</p>		
新たな交通モードの検討	1路線	1路線
<p>(成果指標設定の考え方) デマンド交通を含め、地域の実情に応じた新たな交通モードを検討する必要があることから、その進捗状況を把握するため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 現状から引き続き、様々な観点から将来的な可能性を検討する必要があるため目標値としました。</p>		

指 標 名	現 状 値 (令和3年度)	目 標 値 (令和8年度)
市内すべての路線バス、コミュニティバス・コミュニティタクシーの延べ乗車人数	346,000人	増減率 前年度以上
<p>(成果指標設定の考え方) 乗車人数を把握することで取組方針の達成状況を測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 乗継利便性の向上を図り、広域観光ニーズに対応することで、現状維持以上の乗車人数をめざし、目標値としました。</p>		

4 みんなでできること

市民・個人

- 公共交通を積極的に利用しましょう。
- 民間路線バス会社の発行する回数券を購入し、利用助成券を活用しましょう。

地 域

- 公共交通の必要性を認識し、地域全体で確保・維持するように積極的に利用しましょう。

企業・団体

- 安全・安心な運行に心掛け、利用者の利便性向上に資するように取り組みましょう。
- 通勤に公共交通機関を利用しましょう。

5 関連する個別計画

計 画 名	計 画 期 間
国東市地域公共交通計画	令和 5年度 ～令和 9年度
大分県東部圏地域公共交通利便増進実施計画	令和 3年10月～令和 8年9月
大分県東部圏地域公共交通網形成計画	令和 2年 4月～令和 7年3月
国東市都市計画マスタープラン	平成30年度 ～令和19年度
国東市立地適正化計画	令和 4年度 ～令和24年度



政策分野 **IV** 時代に合った、誰もが安心して暮らせるまちづくり

施策 **IV-9**

【SDGsの目標】



地域活性化と地域づくり

施策のめざす姿

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民自らが主体的に地域づくりに参画できるようなまちをめざします。

1 現状と課題

- 少子高齢化により、市内130の行政区のうち、69行政区が高齢化率50%を超えており、現状のままでは良好な地域コミュニティを存続させていくことが困難であると予想されます。そのため、支え合い活動や地域協議会の設立を進めています。支え合い活動や地域協議会の取組が進んでいる地区がある一方で、比較的人口が多い地域など地域協議会の設立に消極的な地域もあります。また、一部の地域協議会では、コーディネーターに依存した運営や、自主財源の確保を強いられることによる中心メンバーの疲弊や担い手の育成などが課題となっています。
- 過疎化が進行するなかでも、地域課題の解決に向け、市民自らが地域に寄り添い、主体的に地域づくりに参画できるよう支援を行っていますが、コロナ禍により各種団体のモチベーションの低下が危惧されます。

2 主な取組方針

方針1 持続可能な地域づくりの形成支援 【重点】【戦略】

- 持続可能な地域づくりの形成を支援するため、小規模集落を含む中山間地域を中心にした地域協議会の設立を推進します。また、地域協議会は旧小学校区単位の設立を基本としていますが、地域の状況を考慮し、例えば隣り合う行政区など小単位での設立も推進していきます。
- 誇りと活力ある地域おこし事業を実施し、地域計画の策定や地域計画に沿った活動に対して支援を行います。
- 地域支え合い活動及びコミュニティ組織実践地区拠点(通いの場)への支援を行い、市民が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、互助の力を活用した支え合う地域づくりを整備します。

方針2 まちづくり団体の育成・活性化 【戦略】

- まちづくりを分野別に推進する団体を育成するため、NPO¹³³法人制度やまちづくり団体の役割について広報・周知活動を行います。
- まちづくり補助金を効果的に交付して、まちづくり団体の育成を推進します。

3 成果指標

指 標 名	現 状 値 (令和3年度)	目 標 値 (令和8年度)
活性化協議会及び支え合う地域組織担い手人数(累計)	605人	850人
<p>(成果指標設定の考え方) 地域コミュニティの存続に向けた人材育成の進捗度合いを測るため、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 誇りと活力ある地域おこし事業及び支え合い活動による取組を進めることで、毎年50人ずつ増加させる目標値としました。</p>		
まちづくり公募補助金活用団体数	5団体	5団体
<p>(成果指標設定の考え方) 自主的、自発的に公益活動に取り組む活動団体が増えることで、まちの活性化につながることから、当該指標を設定しました。</p> <p>(目標値設定の考え方) 人口減少が進むなかでも、現在の活動団体数を最低限維持させるため目標値としました。</p>		

第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
基本計画

I

II

III

IV

V

資料編

4 みんなでできること

市民・個人

- 行政区に加入し、積極的に行政区活動に参加しましょう。
- 地域での様々な活動について、行政区単位での活動を中心に、より広域的なコミュニティの形成や組織化の検討に協力しましょう。

地 域

- 持続可能な様々な活動を行うため、人材育成に取り組み、行事・イベントを積極的に計画しましょう。
- 市民が気軽に行事に参加できるよう、市民同士の声掛けや連携を行いましょう。

企業・団体

- 地域の伝統行事や各種イベントの後援など、地域と一体となって取り組みましょう。

5 関連する個別計画

計 画 名	計 画 期 間
—	—



政策分野 IV 時代に合った、誰もが安心して暮らせるまちづくり

施策 IV-10

人権尊重・男女共同参画

【SDGsの目標】



施策のめざす姿

市民一人ひとりが人権を身近に捉え、差別や偏見を解消する意識をもち、お互いを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。また、あらゆる分野において、男女共同参画社会をめざします。

1 現状と課題

- 近年は、部落差別の問題、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障がいのある人の人権、外国人の人権、医療をめぐる人権、性的少数者の人権など、様々な人権問題が存在しています。これらの人権問題に対応するため、地区人権学習会、人権擁護委員による人権相談、人権講演会、人権作品の展示などの啓発活動を展開し、あらゆる機会を通して、広く市民に人権意識の高揚を呼びかけています。
- 男女共同参画に係る市民意識調査により、「子どもの教育の場」以外については、「男女の地位が平等」であると感じる人の割合は低く、社会のあらゆる分野で固定的性別役割分担意識が残っていることがわかります。
- 政策や方針決定の場における女性の比率は、市の審議会等委員では30.0%、市議会議員では5.6%、農業委員は20.0%、区長においては0.0%と極めて低い状況です。さらに審議会など委員の構成については充て職などの課題があり、女性不在の審議会等が多く存在している状況となっています。
- インターネットの普及により、誰もが容易に情報を発信し、また、閲覧できるようになっているため、情報の内容によっては、加害者にも被害者にもなりうる状況にあり、教育・啓発を行うことが求められています。

2 主な取組方針

方針1 人権啓発の推進

- 様々な人権問題を自らの問題として捉え、理解を深めることができるよう、あらゆる機会を通じて効果的な人権啓発事業を実施し、人権意識の高揚に取り組みます。

方針2 人権教育の推進

- 関係団体との連携を強化し、地区人権学習会、人権講演会、人権フェスティバルの開催、保護者会や企業などへの講師派遣、広報・周知活動等を通じて、人権教育活動を粘り強く継続的に取り組みます。
- 学校教育において、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成する人権教育を推進します。

方針3 男女共同参画社会の実現

- 女性に対する暴力、性別にもとづく固定的な役割分担意識や性差別に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識や理解が定着するよう、積極的な広報・啓発活動を行います。
- あらゆる分野において男女双方の意見が反映される、女性の活躍に向けた社会的な機運を醸成するとともに、すべての女性が個性と能力を発揮できるよう、関係機関と連携して取り組みます。

3 成果指標

指標名	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
地区人権学習会の参加人数 (成果指標設定の考え方) 地区人権学習会は、様々な人権課題について、市民すべてを対象に実施しており、その参加人数は、学習機会の多さや意識の高さにつながるため、当該指標を設定しました。 (目標値設定の考え方) 新型コロナウイルス感染症の感染状況が実績に大きな影響を与えますが、感染症対策を講ずることにより、影響のなかった平成30年度の数値に回復させるため目標値としました。	878人	2,800人
人権教育に係る職員研修を実施した学校の割合 (年3回以上) (成果指標設定の考え方) あらゆる人権的課題の解消に向け、教職員の専門性と指導力を高める必要があるため、当該指標を設定しました。 (目標値設定の考え方) 令和3年度の値は100%であり、現状を維持する必要があるため目標値としました。	100.0%	100.0%
女性割合が30%以上の審議会等の割合 (成果指標設定の考え方) 固定的な性別役割分担にとらわれることなく、政治や職場・地域などあらゆる分野での政策・方針決定過程に性別を問わず参画することが求められることから、庁内における地方自治法第202条の3に該当する審議会等を対象に、「委員等に占める女性数」調査を実施し女性の登用率30%をめざすため、当該指標を設定しました。 (目標値設定の考え方) 第3次国東市男女共同参画計画において、令和8年度に60.0%の目標値としていることから、当該計画に合わせた目標値としました。	43.9%	60.0%

4 みんなでできること

市民・個人

- 地区人権学習会や講演会などに参加し、お互いを尊重できる社会づくりに努めましょう。
- 男女共同参画に関する正しい知識をもち、家庭、職場、地域において、男女共同参画社会の実現に努めましょう。

地 域

- 様々な場において、人権尊重社会・男女共同参画の視点を取り入れ、個々の多様性を尊重した地域づくりに努めましょう。

企業・団体

- 男女雇用機会均等法の周知徹底を図るとともに、男女共同参画に関する啓発活動に努めましょう。

5 関連する個別計画

計 画 名	計画期間
第2次国東市長期社会教育計画	平成30年度～令和 9年度
第3次国東市男女共同参画計画	令和 4年度～令和 8年度



地区人権学習会



男女共同参画講演会